

特定非営利活動法人後世日本推進機構定款

第一章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人後世日本という。
但し、英文表記は、NPO Future Live Associationとする。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都港区芝公園3丁目3-1東京プリンスホテルB1に置く。

(目的)

第3条 この法人は、日本国の人々に対して、日本のかけがいの無い素晴らしい自然環境を将来にも涉って保つると共に、日本国に於ける健康で経験豊かな高齢者対策の一環としてあらゆる分野の専門家の協力体制を整え、経済自立のために必要な事業の開発と促進に協力し、併せてその民族カラーを尊重し、同時に子供たちの育成や、高齢者対策の活動をも遂行し、自然と共に生きる同国の人々の健康でより豊かな生活の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動。
- (2) まちづくりの推進を図る活動。
- (3) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動。
- (4) 環境の保全を図る活動。
- (5) 国際協力の活動。
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言または援助の活動。

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に関する事業として次の事業を行う。

- (1) 診療所の設置により、保険安全衛生の充実に係るコンサルティング事業及び居宅介護、訪問介護、福祉用具貸与等の事業。
- (2) 観光開発に必要なインフラ整備に協力する事業。
- (3) 民族、歴史、芸術に関する調査及びその文献の収拾並びにその出版に関する事業。
- (4) 環境クリーンキャンペーンに関する情報。
- (5) 海洋開発調査に関するコンサルティング事業及び人材育成や留学生の支援に関する事業。
- (6) 前各号に掲げる事業に付帯する事業。

- 2 この法人は次の収益事業を行う。
 - (1) 観光事業
 - (2) 植物、海水産物、畜産物及びその加工品の販売
- 3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第二章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を援助するために入会した個人及び団体
- (3) 名誉会員 この法人に功労のあった者、又は学識経験者で、総会によって推薦された者

(入会)

第7条 正会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

- (2) 理事長は、前項の申込があったとき、正統な理由の無い限り入会を認めなければならない。
- (3) 理事長は、第2項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 正会員が次の各号の一つに該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は正会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員は、理事長が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一つに該当する場合は、総会の議決によりこれを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金その他抛出金品は返還しない。

第三章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち1人～3人を理事長とする。
- 3 必要に応じて、専務理事を置く。

(選任等)

第14条 理事及び監事は総会において選任する。

- 2 理事長及び専務理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員ならびにその配偶者および三親等以内の親族が、役員の3分の1を超えて含まれることになってはいけない。
- 4 法律第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはいけない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その職務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 理事長以外の理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 専務理事は、総務、経理、財務を管轄し、事業部門と事務局との業務の円滑化を計る。
- 5 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の決議に基づいて、この業務を代行する。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をする為に必要がある場合は、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事または幹事のうち、その定員の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一つに該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務遂行に堪えないと認められたとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員はその職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を得て、理事長が定める。

第四章 会議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は正会員をもって構成する。

(総会の機能)

第22条 総会は以下の事項について決議する。

(1) 定款の変更

(2) 解散および合併

(3) 事業計画および収支予算並びにその変更

(4) 事業報告および収支決算

(5) 役員の選任または解任、職務及び報酬

(6) 入会金および会費の額

(7) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。)その他新たな義務の負担および権利の放棄

(8) 事務局の組織及び運営

(9) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集を請求したとき
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から7日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的、および審議事項を記載した書面により、開催の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(会議の議長)

第25条 総会の議長は、その会議に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定数)

第26条 総会は、正会員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(総会の決議)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第28条 正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第2条の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要および議決の結果
- (5) 議事録書名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印または署名しなければならない。

(理事会の構成)

第30条 理事会は理事をもって構成する。

(理事会の機能)

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を決議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の場合にはその日から7日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条および次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所

- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録書名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2名が、記名押印または署名しなければならない。

第五章 資産

(構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金および会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に関わる事業に関する資産、収益事業に関する資産の2種とする。

(管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を得て理事長が別に定める。

第六章 会計

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第42条 この法人の会計は、次のとおり区分する。

- (1) 特定非営利活動に関わる事業会計
- (2) 収益事業会計

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が

作成し、総会に議決を得なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規程にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を得て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第46条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を得なければならない。

(予算の追加及び更生)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、規定予算の追加または更生をすることができる。

(事業報告および決算)

第48条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表および収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後2月以内に理事長が作成し、監事の検査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たなる義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を得なければならない。

第七章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に関わる事業の不能
- (3) 正会員の欠乏
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による成立の認証の取消

2 前項第1号の自由によりこの法人が解散するときは、正会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併または破産による解散を除く）したときに残存する財産は他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第八章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載する。

第九章 事務局

(事務局の設置)

第55条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第56条 事務局長および職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第57条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事長が定める。

第十章 雑則

(細則)

第58条 この定款の施行についての必要な細則は、理事会の議決を得て、理事長がこれを定める。

付則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

- 2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の役員任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成13年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成13年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず次の額とする。
 - (1) 入会金 参千円
 - (2) 年会費 老万円

別表 設立当初の役員

役 職 名	氏 名
理事	荒川 孝
理事長	遠藤 末清
理事	大野 力
理事	加藤 茂安
理事	久納 久光
理事	小寺 成章
理事	佐藤 武義
理事	佐藤 廣
理事	丹治 康博
監事	丹治 清吉
副理事長	長瀬 郁夫
監事	村島 隆一
理事	森田 直氏
副理事長	山本 英市
理事	山口 由蔵

これは当法人の定款であ

理事長 吉田 マイ子